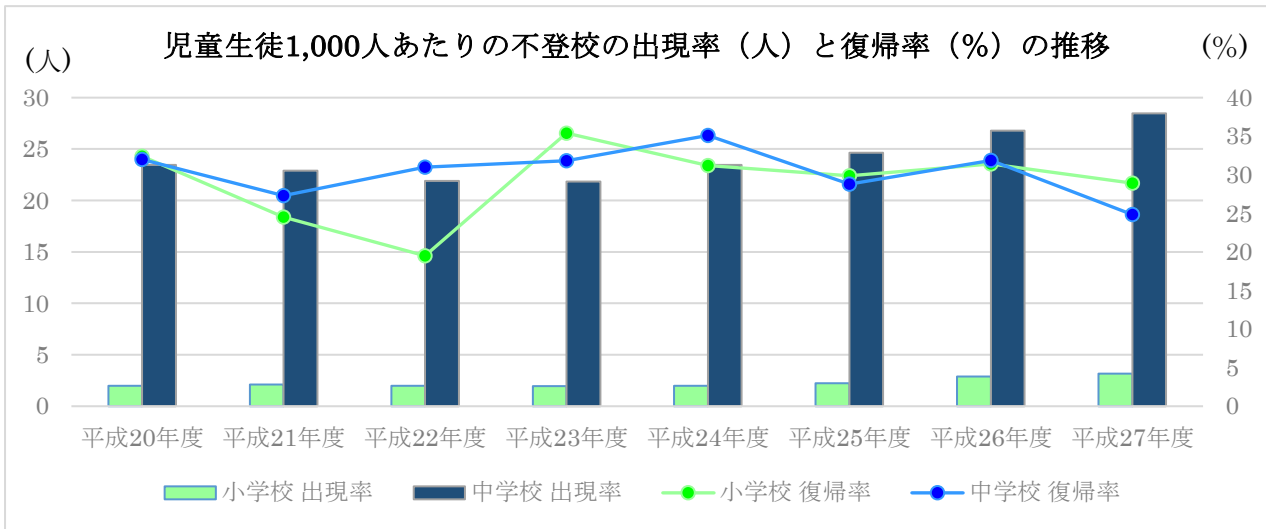




# 本県の状況について

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)より



※ 復帰率は、不登校の児童生徒のうち、学校に登校する又はできるようになった児童生徒の割合

- 不登校児童生徒の出現率は、小学校、中学校とも平成24年度以降、増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の復帰率は、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度をピークに緩やかな下降傾向にあります。平成27年度は、約25%、復帰できたのは4人に1人の割合です。
- どちらも震災後に変化が見られることから、震災に伴う児童生徒の心のケアに注視しながら、継続して対応する必要があります。

## 【不登校の要因】(平成27年度調査より)

- 小学校では、学校に係る状況に起因するケースが39.9%、うち「いじめを除く友人関係」が13.6%、「学業不振」が13.3%となっています。
- 中学校では、学校に係る状況に起因するケースが67.4%、うち「いじめを除く友人関係」が25.6%、「学業不振」が24.4%となっています。
- 小学校、中学校とも「学業不振」が要因の一つとなっていることから、引き続き授業の充実に努める必要があります。

## 【不登校対応のポイント】

以上の状況を踏まえて、今後の不登校に対応する方策として、次のことを進めていきましょう。

- 1 困っている児童生徒を早期に発見し、的確に対応し、「新たな不登校児童生徒を出さない」取組を進めましょう。
- 2 困っている児童生徒には、「理解シート」(資料Ⅰ)や「援助チームシート」(資料Ⅱ)を作成するなど、個々の児童生徒に合った援助計画を策定し、その児童生徒を援助する複数の関係者の手で、組織的・計画的で継続的な援助を行いきましょう。
- 3 学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、児童生徒の特性に合った一人一人の学び方を尊重し、個々に応じた援助や学習機会の確保に努めましょう。